

## 第3章 自然共生社会の形成

### 第1節 環境の現状

植物や動物はもとより、それらの生存基盤となる土壌や地形・地質、大気や水など、自然環境を構成する要素を総合的に組み合わせて本県の自然環境を概観すると、大きく「高山帯・亜高山帯（山岳地域）」、「山地帯（奥山地域）」、「丘陵帯・平野帯（里地里山、田園地域）」及び「海岸帯（沿岸地域）」の4つの地域として認識することができます。

「高山帯・亜高山帯」は、標高がおおむね1,200mを超える山岳地域で、本県では、奥羽山脈に連なる蔵王連峰や船形山、栗駒山などが該当し、優れた自然景観に加え、多くの野生生物が生息・生育していることから、国定公園や県立自然公園に指定されています。

「山地帯」は、標高がおおむね300mから1,200mまでの範囲で、北上山地と阿武隈山地、奥羽山脈の山腹を占め、冷温帯落葉広葉樹林をはじめとする森林に広く覆われており、低標高域では、戦後植栽されたスギやアカマツなどで構成される人工林が広範囲に見られます。

「丘陵帯」は、標高がおおむね300m以下で県土のほぼ中央部を占め、古くから開発の手が加えら

れ、自然林の伐採跡地に生じたコナラ、クリの二次林やスギ、アカマツの人工林と農耕地が混在する里地里山の自然景観が広がっており、藩政時代以降、生活の基盤として利用されてきた「平野帯」では、県中部から北部に広がる仙台平野を中心に水田や畑地が広がっています。更に北部には伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼の3つのラムサール条約湿地があります。なお、これら両地域帯では、社会経済活動の進展に伴う道路整備や林地開発、山村の過疎化などにより、在来野生生物の生息環境に変化が生じており、特に、イノシシ、ニホンジカなどの生息域が拡大し、農林業被害が増加する事態も生じています。

「海岸帯」は、海岸線が複雑で断崖の多いリアス式海岸の北部沿岸地域（岩手県境の気仙沼市から石巻市まで）と川や隣接海岸から運ばれた土砂が波や風の働きによって海岸線に沿ってたい積した砂浜海岸の中南部沿岸地域（石巻市から福島県境の山元町まで）に二分されます。なお、気仙沼市から石巻市の牡鹿半島に至る沿岸部は、三陸復興国立公園に指定されています。

### 第2節 平成28年度に講じた施策

#### 1 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成

##### (1) 健全な生態系の保全

###### ○ 保護地域制度による保全

自然保護課

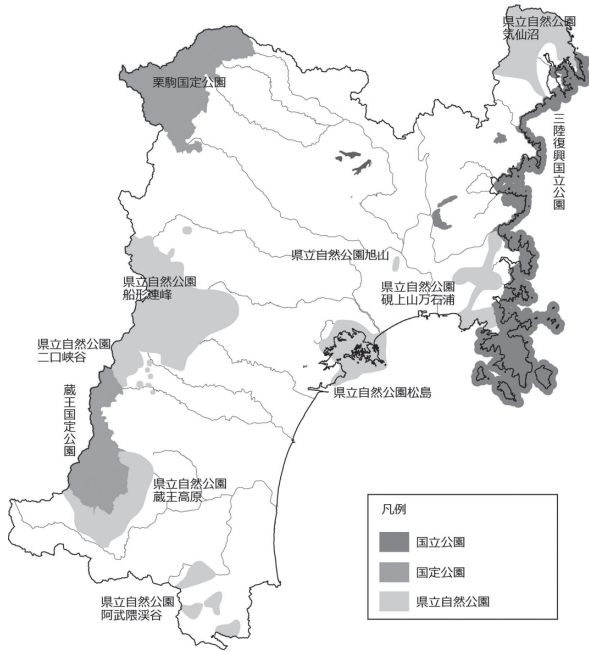
###### ① 自然公園

優れた自然の風景地の保護・利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的に、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく国立公園（我が国を代表する傑出した自然の風景地）1か所、国定公園（国立公園に準ずる優れた自然の風景地）2か所、県立自然公園条例（昭和34年宮城県条例第20号）に基づく県立自然公園（国立・国定公園以外で県内にある優れた自然の風景地）8

か所、計11か所、面積171,199ha（県土面積の約23.5%）を指定しています。

これら地域における優れた自然の風景地を保護するため、地域内での開発行為等について、特別地域内の場合は許可、普通地域内の場合は届出の制度を設けており、平成28年度の許可・届出の総件数は544件です。

また、貴重な高山植物等を保護するため、特別地域内の一定植物を指定し、その採取等を原則として禁止し、盗掘の防止を図っています。

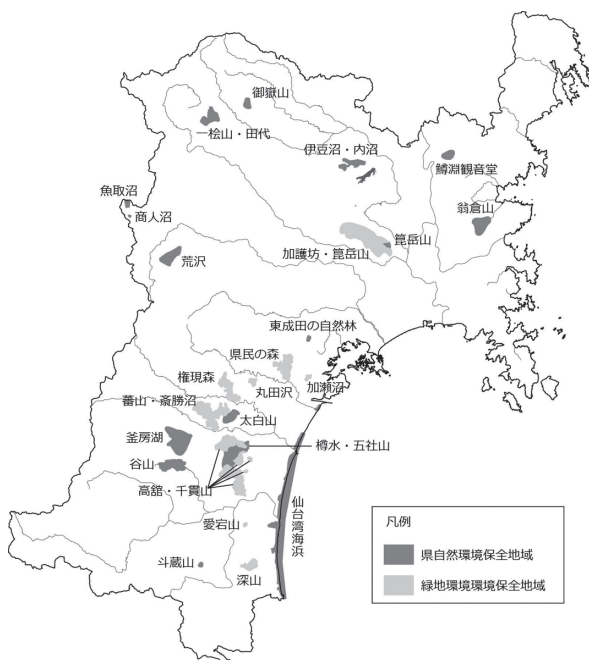


▲図3-3-2-1 自然公園位置図

② 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域

優れた自然環境や市街地周辺の緑地を保全するため、自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）に基づき、県自然環境保全地域として16地域8,574.17ha、緑地環境保全地域として9地域10,101.10ha、計25地域18,675.27ha（県土面積の約2.6%）を指定し（図3-3-1-2）、自然公園と同様、地域内において一定の行為を行う場合の許可・届出の制度を設けており、平成28年度の許可・届出の総件数は18件です。

また、緑地環境保全地域の新規指定のため、候補地の調査を行いました。



▲図3-3-2-2 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域位置図

○ 生態系保全対策の推進

① 自然公園

自然保護課

栗駒国定公園の特別保護地区に指定されている世界谷地湿原地域は、近年、湿原の乾燥化やヨシ・ササの侵入により湿原植生の衰退が進行しています。

そのため、世界谷地湿原の保全のためのヨシ・ササの刈取作業を実施しました。

② 森林

森林整備課

森林は、多種多様な動植物や微生物の生育・生息の場となっており、森林生態系として存在することにより、生物多様性が保全されています。生物多様性の保全等の公益的機能が高度に発揮されるよう、多様な森林の整備に向けて、里山林の保全や間伐の実施、針広混交林への誘導等を推進しています。

● 里山林健全化事業

里山林を代表する樹種であるナラ類が、ナラ菌と呼ばれる菌により集団的に枯死する現象である「ナラ枯れ」の被害を受けないよう、高齢化して被害を受けやすいナラ類の伐採と萌芽による更新等を行いました。また、マツノザイセンチュウと呼ばれる線虫によりマツ類を枯死させる現象である「松食い虫被害」の跡地において、同線虫に抵抗性のあるマツを植栽し、里山林の再生を図りました。

③ 河川

河川課

河川が本来有している生物の生育・生息・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を目的として、改修中の全河川に対し、「多自然川づくり」を推進しています。

(2) 生態系ネットワークの形成

生態系（ある地域における食物連鎖などの生物間の相互関係と生物を取り巻く大気や水、土壌などの無機的環境の間に生じる相互関係を総合的にとらえた生物社会の一つのまとまり）を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、かつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している状況が望まれます。

そのためには、適切な規模の保護地域を確保しながら、開発行為等を自然環境の保全に配慮したものに誘導するとともに、生物多様性に富む里地里山や水辺などの身近な自然環境の保全・再生を積極的に進めるなど、多様な生態系を様々な形で

連続させる生態系ネットワークの形成が求められています。

こうしたネットワークの形成に向け、本県は、平成14年3月に「宮城県自然環境共生指針」を策定し、生態系ネットワークの実現を重要課題と位置付けるとともに、関連各種施策を関係行政機関、関係団体及び県民と一体となって推進してきたところであり、また平成18年度には、宮城県自然環境保全基本方針を改定し、生態系ネットワーク形成を施策の基本目標の1つとして明記し、改めて、「保全地域」「回復地域」とその両者を結ぶ「コリドー（生態的回廊）」から形成される生態系ネットワークの考え方を示しました。

### (3) 天然記念物の保全

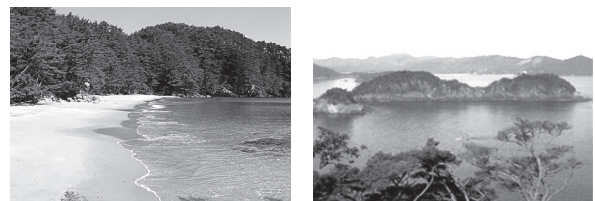
動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物等のうち、学術上価値の高いものについては、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）や「文化財保護条例」（昭和50年条例第49号）に基づき、天然記念物に指定されます。

天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をするときは、国指定の天然記念物については文化庁長官、県指定の天然記念物については、県教育委員会の許可が必要になります。

また、市町村指定の天然記念物については、その市町村の条例の規定によります。

▼表3-3-2-1 宮城県の天然記念物の指定の状況

指定種別	国	県	市町村	計
動物	7	1	4	12
植物	15	28	210	253
地質鉱物	6	2	6	14
計	28	31	220	279



▲十八鳴浜（気仙沼市大初平）▲八景島暖地性植物群（石巻市雄勝町）

## 2 生物多様性の保全及び自然環境の再生

### (1) 生物多様性保全のための総合的な取組

#### 自然保護課

私たち人間を含めた生物は、互いに深く関わり合いながら生活しており、生物の多様性を保全するとともに、損なわれた自然環境を再生することにより自然環境の「質」を確保することは、すべての生物にとって重要なことです。

そのため、豊かな自然を守り育て、自然の恵みを上手に使い、将来に引き継いでいくことを基本方針として、平成27年3月に「宮城県生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の保全等の取組を実施しています。

宮城県では地域戦略を総合的に推進するため、平成28年度には民間団体、学識者、市町村等により構成される、宮城県生物多様性地域戦略推進会議を開催し、普及・啓発方法等について意見交換を行いました。

また、県民を対象に、自然ふれあい施設等と共同でタウンミーティングを実施したほか、生物多様性を体感することができる施設を掲載した「みやぎの生物多様性マップ～宮城県の自然とふれあ

おう～」や、生物多様性について紹介する「生物多様性普及・啓発パネル」を作成しました。

さらに、シンポジウムを開催し、学識経験者による講演と民間事業者における事例報告を行ったほか、地域の自然環境の保全活動など、生物多様性の保全の取組を行った各学校を表彰し、普及・啓発に努めました。

### (2) 在来野生生物の保護管理・保存

#### ○ 希少野生生物の保護

#### 自然保護課

我が国では、平成3年に「日本の絶滅の恐れのある野生生物－レッドデータブック－（脊椎動物及び無脊椎動物）」が発行され、平成4年には「絶滅の恐れのある種の保存に関する法律」が施行されるなど全国レベルにおける数々の施策が展開されてきました。

県は、平成12年度に「宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドデータブック－」を、平成13年度にはその普及版を作成し、市町村や各種団体、教育機関等へ配布し、普及啓発を図っています。

なお、平成20年度から希少野生動植物等の生

息・生育状況調査を実施し、平成24年度に東日本大震災前の生息状況を取りまとめた「宮城県レッドリスト」を作成しました。その後、震災後の調査結果を反映した「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 RED DATA BOOK MIYAGI 2016」（いわゆる宮城県レッドデータブック改訂版）及び同普及版を平成28年3月に作成し公表しました。

また、一般県民などからの希少野生生物の保護に関する照会に対して、指導・助言を行い、希少野生生物種の保護と普及啓発に努めています。特に、イヌワシ、クマタカ、オオタカなど、希少猛禽類の保護を図るため、開発行為の事業者等に対して、その保護を要請するとともに、営業期には工事を行わないなど、事業との調整等を行っているほか、「環境影響生物基礎調査」を実施し、猛禽類の生息状況を報告書に取りまとめ、ホームページで公表しています。

○ 鳥獣保護区の整備

自然保護課

① 鳥獣保護区

鳥獣の適正な保護繁殖を図るため、県土面積の約20%に当たる144,531ha（95か所）を鳥獣保護区として指定しており、当該区域での鳥獣の捕獲を禁止するとともに制札の設置等を実施しています。

② 鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣保護区の区域内での鳥獣の保護繁殖を図る上で特に重要な地域について、その生息環境を保全するため一定の行為が制限される特別保護地区として8,807ha（10か所）を指定しています。

③ 休猟区

狩猟を一時的に禁止して、狩猟鳥獣の生息数の自然回復を促進し、狩猟の永続化を図るため必要に応じて休猟区を指定します。

④ 特定猟具使用禁止区域（銃）

住宅地周辺など銃猟による危険を未然に防止するため、銃による狩猟を禁止する区域として44,390ha（79か所）を指定しています。

⑤ 指定猟法（鉛製散弾）禁止区域

水鳥の鉛中毒事故を防止するため、鉛散弾を用いた猟を禁止する区域として18,663ha（74か所）を指定しています。

⑥ 指定猟法（鉛製ライフル弾）禁止区域

鉛製ライフル弾による猛禽類の鉛中毒事故を防止するため、鉛ライフル弾を使用した鳥獣の捕獲を禁止する区域として8,537ha（1か所）を指定しています。

○ 鳥獣保護対策

自然保護課

① 傷病野生鳥獣救護

様々な要因によって傷病を負った野生鳥獣のうち、治療が必要なものについては、県内10か所の動物病院等の協力を得て治療を行い、治療を終えた野生鳥獣のうち早期野生復帰が困難なものについては、県民ボランティアである「アニマルレスキュー隊員」に一時飼養を依頼しています。

また、感染症防止の観点から、全国的な高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて野鳥の監視強化を図るとともに、死亡野鳥に対する簡易検査を実施しています。

② 野生鳥獣の保護管理

●ニホンザル

「第三期宮城県ニホンザル管理計画」に基づき、「追い上げ」等諸対策を実施しています。

●ツキノワグマ

「第二期宮城県ツキノワグマ管理計画」に基づき、計画期間内捕獲頭数の管理を行っています。

●ニホンジカ

「宮城県ニホンジカ管理計画」に基づき、平成23年度から個体数調整を実施しています。

●イノシシ

「第二期宮城県イノシシ管理計画」に基づき、平成23年度から個体数調整を実施しています。

(3) 自然環境の再生

自然保護課

○ 伊豆沼・内沼自然再生

伊豆沼・内沼は、ハクチョウ類やガン類など多くの水鳥の渡来地として、県自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区特別保護地区及び国の天然記念物の指定を受け、また、国際的に重要な湿地として「ラムサール条約」の登録湿地にもなっています。

その保全対策として、「伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画」（平成5年3月策定）に基づき、各種事業を実施してきましたが、平成19年度からは、地域住民、専門家、NPO及び関係行政機関等の多様な主体の参加と連携により自然再生を進める自然再生推進法（平成14年法律第148号）に則り事業を実施することとし、平成20年度には同法に基づく自然再生協議会が設立され、平成21年度には同協議会において「伊豆沼・内沼自然再生全体構想」が策定されました。

平成23年度以降は、協議会の会議で事業の進め方について協議を行うとともに、平成22年度に県

が策定した「伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画」に基づき、沈水植物増殖・移植、水生植物適正管理、水質改善効果検討調査、外来生物駆除等を実施したほか、各種のモニタリング調査を実施しています。



▲マコモ植栽の様子

### ○ 蒲生干潟自然再生

蒲生干潟は、国指定鳥獣保護区特別保護地区及び県自然環境保全地域に指定され、国際的にも重要な野鳥の中継地、繁殖地、越冬地となっています。

平成17年度に、自然再生推進法に基づく「蒲生干潟自然再生協議会」が設立され、平成18年度には同協議会において「蒲生干潟自然再生全体構想」が策定されました。

また、平成19年度には県が自然再生施設の整備に関する「干潟・砂浜修復事業実施計画」を策定し、以来、協議会の会議で事業の進め方について協議を行うとともに、同実施計画に基づき、自然再生施設である越波防止堤の設置工事、導流堤水門部の堆積物撤去工事等を実施したほか、各種のモニタリング調査を実施してきました。

しかし、平成23年3月の東日本大震災に伴う津波により蒲生干潟が被災したため、平成23年以降は事業を中止しています。

平成28年度は、蒲生干潟における被災後の自然環境の変化及び再生状況について、有識者から意見をいただいたほか、干潟の自然環境について文献調査を行うとともに、鳥類の営巣環境を保全するための注意喚起看板を設置しました。



平成23年3月12日撮影

▲蒲生干潟の空中写真（国土地理院撮影）



平成24年11月19日撮影

### ○ 金華山島(金華山島生態系保護保全対策事業)

金華山島は、その全域が三陸復興国立公園の特別保護地区を含む特別地域に指定されており、ブナ・モミ・イヌシデ等が典型的な垂直分布を示す原生的自然林と野生のニホンジカやニホンザルが生息する生態学的にすぐれた地域です。

しかし、ニホンジカがブナ等の稚樹を採食するため、後継樹が育たず、年々草原化が進行しつつあることから、引き続き、稚樹をニホンジカの採食から守るための防鹿柵の維持管理を実施したほか、柵内の植生状況の確認を実施しました。